

## ＜基本財産の処分承認申請書類一覧＞

○・・・原則として提出が必要なもの    △・・・該当する書類がある場合に提出が必要なもの    (正本1部, 副本1部を提出)

提出書類(※1)	区 分			備考
	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現預金 等の 取り崩し	
1 申請書	○	○	○	
2 理事会議事録(写) 及び 議案書・議案資料(写) (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分及び評議員会の招集に係る部 分のみで可
3 評議員会議事録(写) 及び 議案書・議案資料(写) (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分のみで可
4 不動産登記事項証明書	○	○	—	正本は原本, 副本は原本証明した写し でも可
5 残高証明書	—	—	○	正本は原本, 副本は原本証明した写し でも可
6 不動産の価格評価書	○	—	—	市町村, 銀行発行の評価書又は不動産 鑑定書等 正本は原本, 副本は原本証明した写し でも可
7 売買価格等を証する書類	○	—	—	売買仮契約書(写)又は買取確約書 (写)等
8 売却金等の使途計画	○	—	○	
9 図 面	○	○	—	平面図・配置図 (処分物件を色分けしてください)
10 施設建設(改築)計画書	△	△	△	

上記の提出書類のほか, 必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 提出書類のうち(写)とあるものについては, 原本証明が必要になります。また, 上記は通常想定される  
場合の提出書類であり, 変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 決議の省略の方法により行った場合は, 議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの  
異議がないことの確認書を含む)の写しの提出が必要です(全て原本証明が必要)。

### 《注意》

補助金の交付を受けて整備されている財産を処分する場合には, 本申請の他に別途手続きが必要となる  
場合があります。詳細については補助金の交付元に確認し, 適切に手続きを行ってください。